

信武館小平道場後援会 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

信武館小平道場後援会とする。

第2条 (目的)

本会は信武館小平道場を存続させ、剣道の修練を通じて青少年の健全な育成と明るい地域社会を形成すると共に、剣道を愛好する会員相互の技能の育成向上及び親睦を図る事を目的とする。

第3条 (事業)

本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 信武館小平道場を存続させるための活動
- (2) 剣道の指導育成向上のための活動
- (3) 道場主催大会、稽古会、寒稽古、納会等の企画・実施
- (4) 美化清掃作業などの地域貢献
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業の実施

第2章 組織

第4条 (会員)

本会は、次の会員をもって組織する。また、会費等を支払うものとする。

- (1) 一般会員
- (2) 賛助会員

第3章 会員

第5条(入会資格)

本会に入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本会の目的に賛同し、活動できる者であること
- (2) 本会の諸規定を遵守できる者であること
- (3) 一般会員は、本会入会と同時に信武館小平道場の門下生として登録をする

第6条(入会手続)

本会に入会を希望する者は、所定の申込書によって申しこむ。また、入会后入会申込時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

第7条(休会・退会)

休会並びに退会を希望する会員は書面をもって会長に届け出る。

- 2 休会の期間は申し出が行われた期日から起算して1年以内とする。

- 3 休会中の会費は発生しないが会員名簿には載せることとする。
- 4 本会の目的に反する行為をしたとき、本規約や申し合わせ事項を遵守しない会員に対して役員会の議決により退会させることができる。

第 8 条(会費等)

本会の会費の額、並びに納入方法は次のとおりとする。

- (1) 一般会員：道場利用料、本会活動費として
個人 年間 12,000 円
学生 年間 6,000 円
 - (2) 賛助会員：本会活動費として
一口 1,000 円とし、2 口以上
- 2 第 3 条規定の事業を行うため、役員会の議決により特別会費を徴収することができる。
 - 3 一旦納入した会費等は原則返金しないものとする。

第 4 章 役 員

第 9 条(役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 監査役
 - (4) 総務
 - (5) 会計
- 2 役員は、原則会員の中から互選によって選出され、総会において承認を得る。
 - 3 会長・副会長及びその他の役員は役員会の互選による。
 - 4 役員の任期は 2 年間とする。但し、再選は妨げないものとする。
任期途中で欠員が生じた場合には、役員会により選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

第 10 条(役員の任務)

役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の運営を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐する
- (3) 総務は、事業計画、運営、記録、一般事務を行う
- (4) 会計は、会計事務を処理する
- (5) 監査役は、事業及び会計を監査する

第 11 条(顧問又は相談役)

本会に顧問又は相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問又は相談役は会長が委嘱し、会長は本会の運営について指導助言を受けることができる。

第5章 会 議

第12条(会議)

本会の会議は総会および役員会とする。

2 総会は、年1回の定期総会及び必要に応じて開催する臨時総会とし、総会は会長が招集する。

- (1) 前年度の活動報告
- (2) 前年度の会計報告
- (3) 次年度の活動計画(案)
- (4) 次年度の予算(案)
- (5) 役員改選
- (6) 規約、細則その他運営上必要な諸規定の制定・改廃
- (7) その他本会の重要事項

3 総会の議決は、議決権を有する出席者(委任状を含む)の過半数をもって決する。可否が同数の場合は会長が決する。

4 緊急の場合、その他総会の開催が困難なときは、役員会をもってこれに代えることができるものとする。役員会は、必要に応じ会長が招集する。

第6章 会 計

第13条(予算及び決算)

本会の収支予算については、総会の議決において定め、収支決算については、監査を経て総会の承認・議決を得なければならない。

第14条(会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 事故等の責任

第15条(事故等の責任)

会員は、本会の活動中は指導者等の指示に従い、自己並びに他者への安全に留意して行動するものとし、通常稽古中における傷害等の事故や怪我(稽古中の偶発的な事故も含む)に対しては、本会及び指導者等に損害賠償等の請求をしないものとする。未成年者の事故等についてはその保護者が責任を負うものとする。

2 本会の活動に参加するための車の送迎中(駐車場も含む)の事故、盗難については自己責任とする。

3 本会の活動中の傷害等の補償は、本会がその会員を被保険者として加入する全日本剣道道場連盟の「スポーツ安全保険」もしくは「道場災害賠償補償制度」で加入する保険の対象範囲内のみで対応する。

第8章 補則

第16条(細則)

本規定に定めない事項及び運営上必要な細則は、役員会の議決によって定める。

第17条(規約の改正)

本規約の改正は総会の議決によるものとする。

第18条(付則)

本会則は令和4年4月1日から施行する。